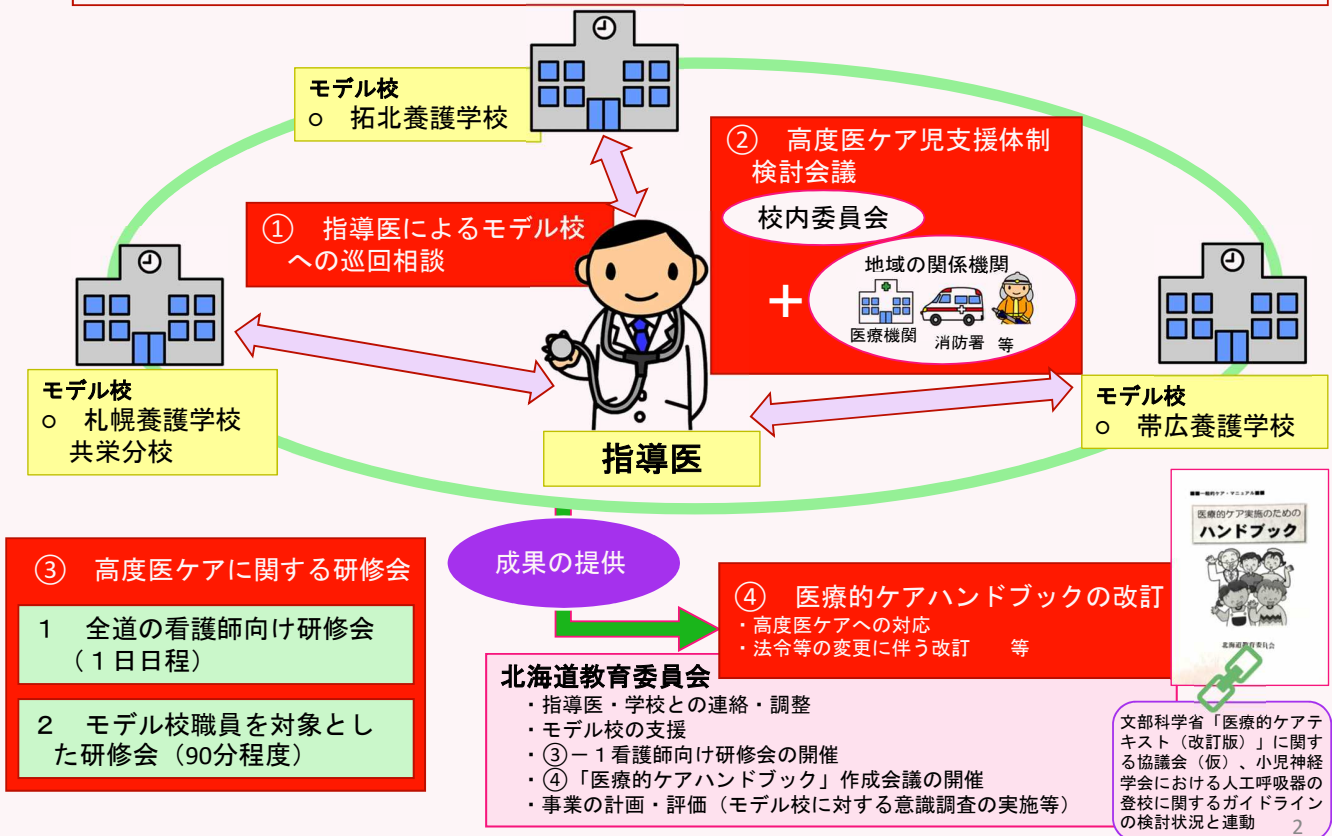


北海道教育委員会における 「高度な医療的ケアに対応した 校内支援体制充実事業」の取組

北海道教育委員会

【事業名】 高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業)

○ 医療的ケアに精通した指導医による巡回指導や助言等を通して、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア（以下「高度医ケア」という。）が必要な児童生徒（以下「高度医ケア児」という。）に対する校内支援体制の充実を図る。



モデル校



モデル校

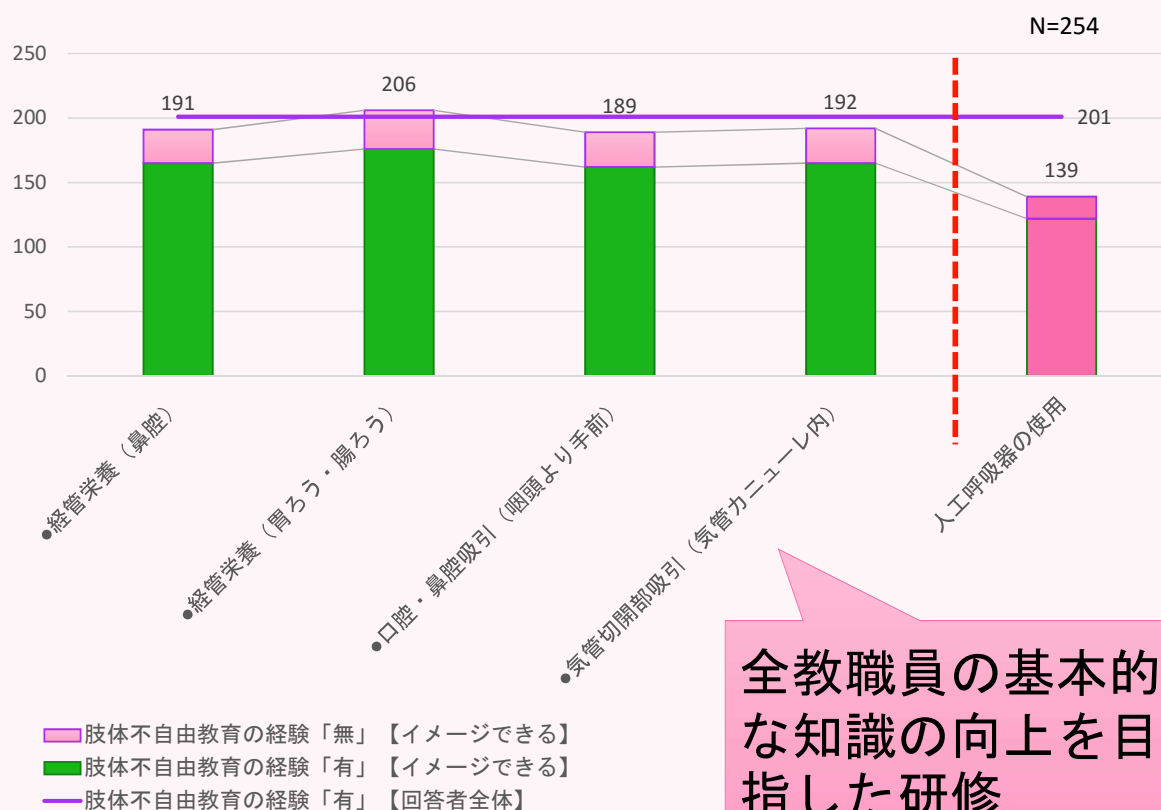


高度な医療的ケア等に対応するための意識調査

- 実施時期
平成29年6月
- 対象
モデル校である特別支援学校3校の教職員
 - 管理職・教員 240名
 - 看護師 14名
- 調査用紙によるアンケート形式

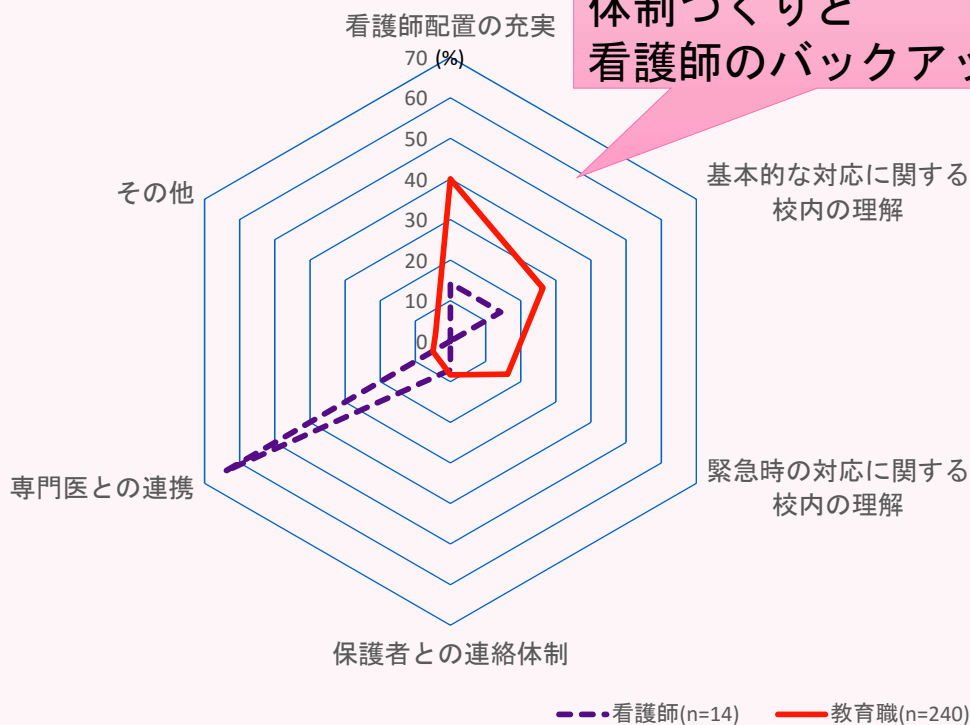
5

名称から行為の内容をイメージできるか



6

体制整備に特に必要な内容



巡回相談について

○ 趣旨

モデル校に対して指導医を派遣し、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等の理解や対応について指導医が助言することにより、校内支援体制の充実を図る。

○ 実施時期・回数

平成29年7月～平成30年2月 各校3回

巡回相談における主な検討事項

A校

- 保護者負担の軽減に向けた、校内体制の整備
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 看護師の負担と不安の軽減

B校・C校

- 気管カニューレの事故抜去等の緊急時対応

C校

- 通学中や校外での学習中など、校外における安全体制の整備

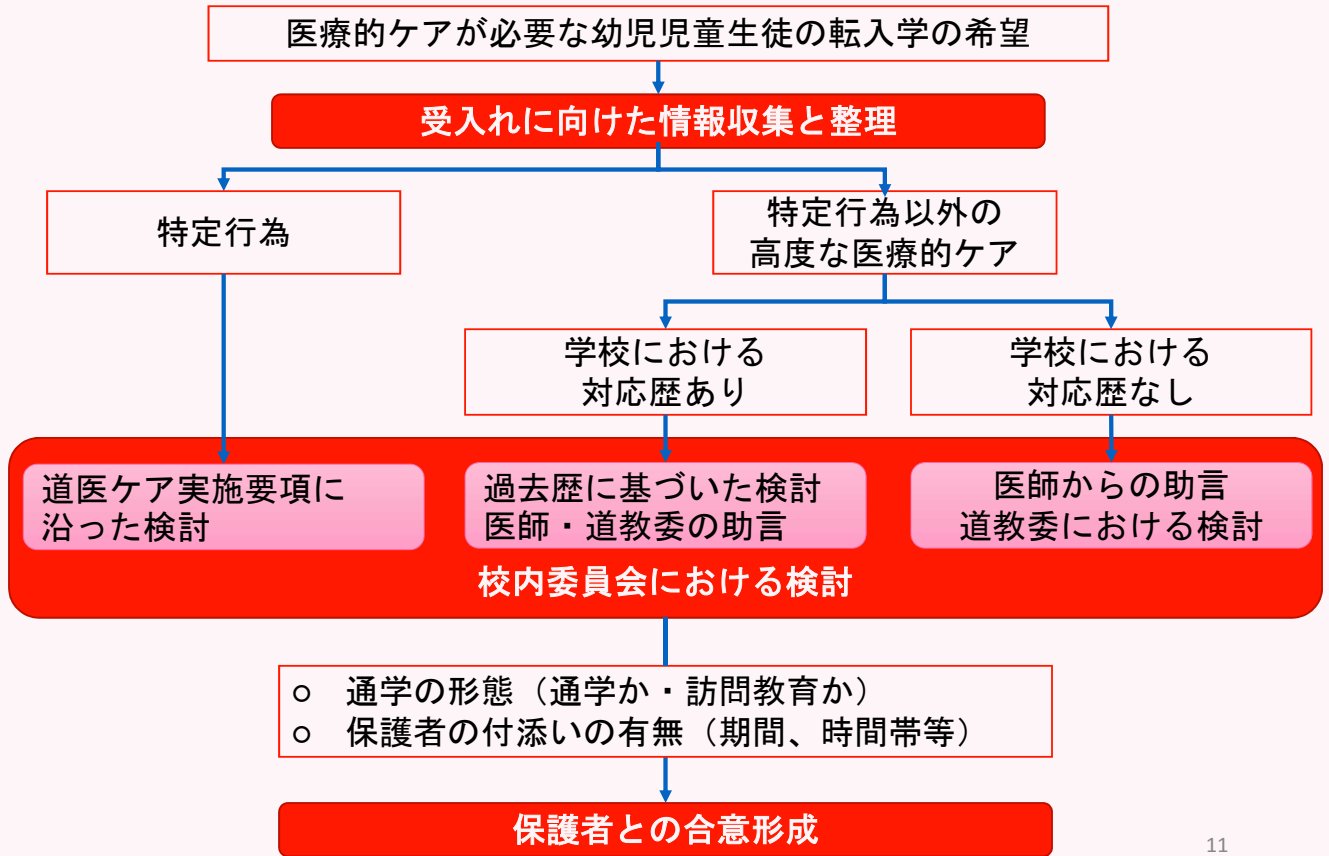
9

「医療的ケア実施のためのハンドブック（改訂版）」 目次

はじめに
ハンドブックの活用について
第1章 学校における医療的ケアの実施体制
1 学校で行う医療的ケアの意義と内容
2 本道の医療的ケア実施体制
3 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の受入れの検討
4 各学校における医療的ケアの実施体制の整備
5 校外における医療的ケアの実施体制の整備
6 医療的ケアに関する研修の実施体制
7 医療的ケアの実施手順と手続
8 救急処置の考え方とその対応
9 緊急時の救急体制の整備
10 健康観察のポイント
11 教室環境の整備
12 看護師と養護教諭との連携・協力
13 医療的ケアと教育課程の編成
第2章 医療的ケアの必要な子どもへの対応
第3章 資料編

10

3 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の受入れの検討



未定稿

教育相談における保護者向けリーフレット

道立特別支援学校における医療的ケア

道立特別支援学校では、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、安全な環境で、安心して教育を受けることができるよう、看護師や、研修を受けた教員が連携して、医療的ケアを実施しています。

学校で実施している医療的ケアの例

- 幼児児童生徒に対して、家庭等で日常的に行われる医行為のうち、学校生活を送る上で必要となる医行為が対象です。
- 幼児児童生徒の体調や医行為の内容により、主治医の指示の下、「学校での実施が可能か」「実施者は看護師か教員か」などを検討します。
- 幼児児童生徒の体調や医行為の内容によっては、医療的ケアを実施できない場合や、保護者の協力をお願いする場合があります。

- 学校において、医療的ケアを安全に実施するためには、保護者・主治医・学校の連携が不可欠です。
- お子様の体調について、変化があったり、不安があるときなどは、教員や看護師に相談してください。
- 校外活動等における医療的ケアの実施については、各学校ごとに、校内体制等を踏まえて検討します。

医療的ケア実施までの流れ

医療的ケアの内容や実施手順などについて、学校から説明を受けます。

医療的ケアの内容などについて、主治医と相談した上で、学校に実施を申請します。

学校で行う医療的ケアの内容や実施者について、学校から説明を受けます。

学校で「個別のケア・マニュアル」を作成します

保護者の立会いの下、学校の看護師が、「介護職員等略称吸引等指示書」により医師の指示を受けます。（看護師が医療機関に向かいます。）

学校から、「医療的ケアの内容」や「実施者」等についての通知を受けます。

学校で医療的ケアを行うことを同意した場合、学校に「同意書」を提出します。

- 教員が医療的ケアを実施する場合は、対象となる幼児児童生徒に医療的ケアを行うための研修の場を、保護者が立ち会えるようお願いします。
- ①の「介護職員等略称吸引等指示書」は、診療報酬の対象となる場合があります。詳細は、各学校へお問い合わせください。

平成29年度医療的ケアに対応した校内支援体制充実事業
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課学校支援グループ
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
電話 011-234-5774
FAX 011-232-1049

4 各学校における医療的ケアの実施体制の整備

- 医療的ケアが必要な児童生徒等が、安全な環境で学習できる、日常的な校内体制の整備についての検討
- 緊急時に適切に対応できる、校内体制についての検討

5 校外における医療的ケアの実施体制の整備

- 校地外における学習活動時の医療的ケア実施体制
- 宿泊を伴う学習における医療的ケア実施体制

6 医療的ケアに関する研修の実施体制

- 看護師等の専門性の向上を図るための研修の実施体制
- 全教職員の医療的ケアに関する基本的な知識の習得を目指した研修の実施体制

13

新任・転入者向けの研修資料の開発

未定稿

特別支援学校における 医療的ケア 校内基本研修

北海道〇〇学校

学校における「医療的ケア」とは

いわゆる「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

文部科学省資料より引用（平成29年）

特別支援学校において医療的ケアを行うのは、学校において児童生徒等が安全な環境で教育を受けられるようにするため

「北海道立特別支援学校医療的ケア実施要項」より抜粋

「特定行為」の種類

経管栄養



- 胃ろう・腸ろう、鼻腔からの栄養注入

吸引



- 口腔内（咽頭手前）の吸引
- 鼻腔内の吸引
- 気管カニューレ内部の吸引

医療的ケアが必要な子どもたちが安全に学習できる環境をつくるために

教育活動 ↔ 医療的ケア
密接に関連

教員の専門性 ↔ 看護師の専門性

☆ 看護師は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、教員がその専門性を活かしてサポートする。

☆ 教員は、その専門性を活かして授業を進め、看護師が、その専門性を活かしてサポートする。

教員と看護師双方がその専門性を発揮して児童生徒の成長・発達を最大限に促す。

平成29年度特別支援学校における医療的ケアに関する連絡協議会資料より抜粋（平成29年）文部科学省

14

成果と課題

【成果】

- モデル校と指導医、道教委の医療的ケアに係る現状と課題の共有

【課題】

- 広域・分散型である本道の状況に応じた、高度な医療的ケアに対応した校内支援体制の在り方及び、判断基準についての検討
- 本人・保護者、学校が安心して教育活動に臨めるための、心理面への支援についての検討
- 事業成果の理解啓発の手立ての検討

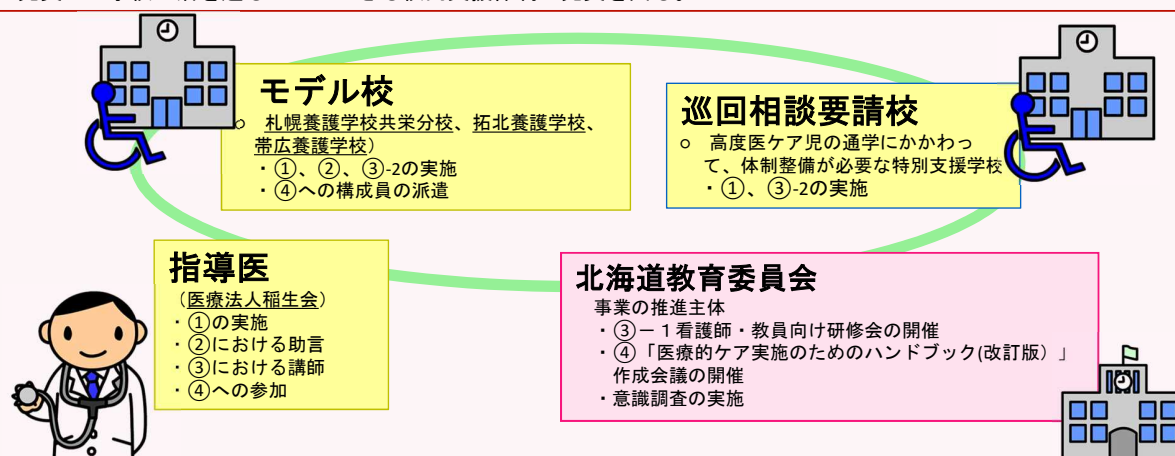
15

【事業名】 高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業

(学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業)

未定稿

- 医療的ケアに精通した指導医による巡回指導や助言等を通して、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア（以下「高度医ケア」という。）など、特定行為以外の医療的ケアが必要な児童生徒（以下「高度医ケア児」という。）が安全に充実した学校生活を送ることのできる校内支援体制の充実を図る。



① 指導医によるモデル校及び要請校への巡回相談

② 高度医ケア児支援体制

校内委員会

地域の関係機関

+



③ 高度医ケアに関する研修会

- 1 全道の看護師・教員向け研修会
・道内で学校における医療的ケアにかかわっている看護師及び教員等を対象とした研修（1日日程）
- 2 モデル校職員を対象とした研修会
・モデル校に在籍する高度医ケア児に対する校内支援体制充実に向けた研修（90分）

④ 医療的ケアハンドブックの改訂 (医療的ケアハンドブック(改訂版)作成会議)

- ・高度医ケアへの対応
- ・法令等の変更に伴う改訂 等



文部科学省「学校における医療的ケア実施に関する検討会議」における検討事項との連動

16